

幼児教育・保育無償化制度の概要

【令和元年10月1日より実施】

* 子どもの年齢が
3歳(年少)～5歳(年長)

*幼稚園を利用する場合は
満3歳児クラスも対象

原則、小学校就学前3年間の幼児教育・保育に
ついて無償となるが、市町村民税非課税世帯
は、保育の必要がある0～2歳の子も対象。

共働き家庭、ひとり親で働いている家庭など
保育の必要性がある子ども(2号認定)

下記①～⑤へ

専業主婦(夫)の家庭など保育の
必要性がない子ども(1号認定)

下記①、②(認定こども園)、⑤へ

◎保育の必要性とは

保護者の就労、妊娠・出産、疾病、障がいなどにより家庭で保育ができない場合、保育の必要性がある子どもに該当する。無償化の対象となるためには、市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要がある。(市町村への申請が必要です)

◎無償化の対象とならない費用

食材料費(給食・おやつなど)、通園送迎費(通園バスなど)、行事費などは保護者負担。

① 幼稚園を利用
(満3歳より対象)

無償

私立幼稚園などの子ども・子育て支援
新制度未移行園 → 私立幼稚園は
月額25,700円まで無償

② 認定こども園
認可保育所
地域型保育施設を利用

無償

(延長保育の利用料は除く)

③ 幼稚園・認定こども園の
預かり保育を利用

幼稚園などの利用に加え、
利用日数に応じて、
月額11,300円まで無償
(日額450円まで無償)

④ 認可外保育施設の利用*

月額37,000円まで無償

⑤ 就学前の障がい児の発達支援

無償

*認可外保育施設の中でも、国の基準を満たさない施設の無償化の可否については、自治体によって対応が異なります。

本制度についてのお問い合わせは、各施設へお願いいたします。